

長野県消費生活審議会 議事録

○日 時 平成 26 年（2014 年）3 月 7 日（金） 午後 1 時 30 分から 3 時 5 分

○場 所 長野県長野保健福祉事務所庁舎大会議室（301～303）

○出席者

審議会委員

足立正則委員、久保田勝士委員、小金玲子委員、鶴田敦子委員、宮入千恵子委員、山岸重幸委員（会長）、織田ふじ子委員、重千富委員、高橋昌子委員、南沢好恵委員、山岸めぐみ委員、倉田由里子委員、高木蘭子委員、林部勤委員

県側

長野県企画部長 原山隆一、消費生活室長兼長野消費生活センター所長 逢沢正文、課長補佐兼企画指導係長 樋口隆教、課長補佐兼相談啓発係長 阿部明子、松本消費生活センター所長 林信一、飯田消費生活センター所長 上沼和則、上田消費生活センター所長 増田隆司 ほか

1 開 会

【事務局 消費生活室 樋口課長補佐】

それでは定刻になりましたので、ただいまから、「長野県消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会」を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、お寒い中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます事務局の樋口でございます。よろしくお願ひいたします。

最初に、当審議会の委員交代についてご報告申し上げます。

長野県民生委員児童委員協議会連合会の^{たくちひろこ}田口洋子委員の退任に伴いまして、平成 26 年 2 月 14 日付けで、同連合会の^{たかはしまさこ}高橋昌子様^{さま}に委員としての委嘱を申し上げたところでございます。

これによりまして、現在の当審議会委員につきましては、お手元にお配りしてあります名簿のとおりとなっております。

それでは、高橋委員には自己紹介をお願いします。

【高橋委員】

長野県民生委員児童委員協議会連合会の高橋昌子^{たかはしまさこ}です。
よろしくお願ひします。

【事務局 消費生活室 樋口課長補佐】

ありがとうございました。

次に本日の審議会の出席状況でございますが、塚田委員が、ご都合がつかず欠席をされております。

したがいまして、委員総数 15 名中、14 名の皆様のご出席をいただいておりますので、長野県消費生活条例第 40 条で準用する第 28 条第 2 項の規定及び長野県消費者教育推進地域協議会設置要綱第 6 の規定による過半数のご出席でございますので、会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、

長野県 企画部 原山隆一部長 からごあいさつを申し上げます。

【原山部長】

みなさんこんにちは。

本日は、年度末のご多忙のところ、本年度、第三回目となる消費生活審議会に、大勢の委員の皆様のご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本来なら加藤副知事が参りましてごあいさつを申し上げるところですが、公務が重なりましたので、代わりに私からご挨拶させていただきます。

委員の皆様には、昨年 12 月の審議会では基本計画の答申素案に対し、貴重なご意見をいただき、また、大変ご熱心にご議論をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

また、1 月 20 日の消費者団体との意見交換会にも、多くの委員の皆様にご参加いただきましたことに御礼申し上げます。

さて、本日は、消費生活基本計画の最後となる答申案についてご審議いただくわけですが、前回委員の皆様からいただきましたご意見、消費者団体との意見交換会でのご意見やパブリックコメントの結果を踏まえて、事務局からの修正案をお示しさせていただきます。

のちほど、室長から意見交換会での意見への対応案と答申素案からの修正点について説明がございますが、私どもがこの消費生活基本計画の策定をする目的は、行政だけではなく県民の皆様「参加」や「協働」により消費者利益を最大限確保しつつ、消費者・事業者が相互に理解を深め良好な関係を築いていけるような消費者社会を構築するためのものと考えております。

計画の策定後には、消費者・消費者団体だけではなく、福祉団体、事業者団体等、また、学校、地域、職域など様々な立場の皆様にご理解をいただき、この計画のもと、積極的に消費者問題に関与いただくことを願っております。

ご案内のとおり、昨年全国の特種詐欺の被害金額は486億円で過去最悪となりました。本県におきましても、認知件数では前年比約2.2倍の195件、被害額で前年比約3倍の10億8千8百万となり、件数、被害額とも統計開始以来最多となっております。

こうしたことから、本県では、県警や金融機関と連携し、昨年12月と先月の年金支給日に金融機関において、チラシ配布やテレビ、ラジオCM、セミナーの開催など被害の未然防止のためのキャンペーンを実施したところです。

この他、消費者の身近な問題として、全国のホテル、百貨店などにおけるメニュー等の不適切な表示の問題や冷凍食品への農薬混入事件が発生する等、食に対する消費者の信頼を揺るがす大きな問題も立て続けに発生しています。

このような中で、今回、基本計画の答申をいただくわけですが、県といたしましては消費者の安全・安心を図るために行政だけではなく、消費者団体や事業者等の皆さんと一緒に取り組むべき方向をお示しできればと考えておりますので、忌憚のないご意見、ご提言をいただきたいと考えております。

本日は、大変短い時間で恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局 消費生活室 樋口課長補佐】

恐れ入りますが、原山部長は、公務の都合により、ここで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、県側の出席者でございますが、委員名簿の裏面をご覧ください。

本日は、記載の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

会議資料の資料2と資料3につきましては、先日お送りした資料と同じものがございます。資料1につきましては、修正がございましたので、お手元に配布させていただきました。

不足等ないか、ご確認をお願いいたします。

次に、本日の会議は、録音をさせていただいております。後日、議事録として取りまとめる予定でございます。マイクを通してご発言いただきますようお願いいたします。

また、会議の終了時刻でございますが、おおむね午後3時30分を予定しております。ご協力をお願いします。

それでは、これより会議事項に入らせていただきます。

当審議会の議長につきましては、消費生活条例第 40 条で準用する第 28 条第 1 項の規定によりまして、会長が務めることとされておりますので、山岸会長に議事の進行をお願いいたします。

それでは、山岸会長よろしくをお願いいたします。

【山岸会長】

本日は、お寒い中、ご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。私からあいさつと本日の審議内容について説明させていただきます。

先月 14 日、私が所属する長野県弁護士会でどのようにしたら特殊詐欺を防ぐことができるかという内容の消費者問題シンポジウムを開催しました。その中で、話をいただいた大学の先生が、被害者 400 人からアンケートを取った結果、被害者のほとんどがオレオレ詐欺、特殊詐欺が世の中のあることを知っており、そのうち 3 分の 1 の人が、これは特殊詐欺かもしれないと思いながら騙されているということでした。

この話を聞くまでは、いかに広報をすべきか、あまねく情報を提供することに主眼にあったことから、衝撃を受けましたが、そうはいつでも、何かをしなければならぬ、広報の重要性は失われてはいないと考えています。

そういった意味でも、基本計画は広報につながる重要なツールでもあるので、充実した審議をお願いします。

本日の審議内容については、答申素案に対するパブリックコメントの実施結果とその対応及び答申案について、事務局から説明をいただいたあと、消費生活基本計画(仮称)の名称についてご審議いただき、最後に知事に対し答申する際の文案についてもご審議いただく予定となっております。

それでは、さっそくですが議事に移らせていただきます。

あらかじめお知らせしますが、当審議会の運営につきましては、「長野県消費生活審議会の運営について」に基づき、運営されることとなります。

本日の会議に関して、報道の皆さんも含め、傍聴者の撮影・録音は、事前に会長の許可を得ることとされており、あらかじめ許可しましたので、ご了承願います。

会議事項を進めてまいりたいと思います。皆様のご協力をお願いします。

それでは、会議事項(1)「答申素案に対するパブリックコメントの実施結果とその対応及び答申案について」、事務局から説明をお願いします。

【逢沢室長】

資料1により説明。

【山岸会長】

ただいま、答申素案に対するパブリックコメントの実施結果とその対応と答申案についての説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

最初に、私から誤字等について、修正をお願いします。

P2の《計画策定の趣旨》の3行目の確立と利益の擁護及を図りつつの“及”は不要です。

P9とP13について、P9の一番下段の3行目、「また単独で設置するほどの相談需要もないことなどから」とP13の下から4行目「相当数の潜在的な需要がある」は矛盾するので、P9は“相談需要”ではなく“相談件数”とする方が適当ではないでしょうか。

【逢沢室長】

承知しました。

本日は、最後の審議会となっております。基本計画に関わらず県の事業の推進についての要望等でも構いませんので、ご意見をお願いします。

【山岸会長】

P4の図についてですが、長野消費生活センターの右に（）書きで消費生活室併設と記載されている消費生活室は、左に記載されているものと同じですか。

【逢沢室長】

同じものです。当消費生活室は現地機関としての長野消費生活センターと併設となっており、私はセンター長を兼務し、職員も3名兼務となっております。

また、消費生活相談員は、センターの職員として任命しています。

【鶴田委員】

パブリックコメントの11番の消費生活サポーターについては、質問者の意図としては消費生活サポーターがどのような人からどのように選定するか質問しているのではないのでしょうか。消費生活サポーターは重点施策でもあることから、具体的に回答した方が良くと思います。

【逢沢室長】

施策の中では、消費者団体・福祉団体・事業者、大学のボランティア等の皆様に

ご協力いただきたいということで記載しておりますが、パブリックコメントの回答の中では、どういった人材が求めているなど具体的な部分が不足していると思いますので、わかりやすく記載します。

【鶴田委員】

「参加や協働のお願い」の文章については、審議会の中でも議論になりましたが、パブリックコメントでも意見が出されています。県のしあわせ信州創造プランに比べ、お願いの論調が低くなっているものの、表現については重要と思いますので皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

県のしあわせ信州創造プランのようなレベルの表現にしなければならないかという点については、皆さんいかがでしょうか。

【重委員】

消費者である県民との協働があらゆるところで強調されている計画となっております。ここまで広がっている被害を防ぐことは行政だけの取り組みだけではできないという認識のもとに立っていると思いますが、このままいくと行政が責任をもってやる、市民はうまくいかなかったら、行政を責める図ができあがるのではないのでしょうか。これからの社会を考えた時に、行政ができることは、今以上に減っていくと考えられます。その中で、消費者被害だけでなく福祉分野においても、市民が自分たちの役割を担うという自覚がなければ、住みよい地域にならないと思います。

そういった状況の中で、自分たちの身の安全を守ることを行政に願われてやるべきことかということについては疑問が残ります。もちろん県の責任においてやるべきことはあり、まだ社会がお願いされないとやらないという成熟していないという状況はあると思いますが、もう少し県民を信じるという方法もあるのではないのでしょうか。

【織田委員】

パブリックコメントの対応案が県の立場から記載されているとなっておりますが、違和感があります。もっと県民の立場からのニュアンスを入れてもいいのではないのでしょうか。計画全体が、県の立場から記載しているというのであれば、例えば P16 の 2 行目は、いろんな部署との連携が記載されていますが、どこの部署がリーダーシップをとるのか明確にした方がよいのではないのでしょうか。

【逢沢室長】

ここは行政内部の連携について記載している部分ですが、どこが主導権をとるかということ、やはり消費生活の担当部署となりますので、そんな意味におとりいただければと思います。

【織田委員】

相談員の資格についてですが、国の問題でもあり、この基本計画に入れることはできないと思いますが、相談員がどこまで踏み込んだ相談ができるか明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。

【逢沢室長】

相談員の資格については、国において現在の相談員、コンサルタント等の資格について、新たな国家資格を創設する検討が進められているところです。ご意見のありました相談員の位置づけが明確になった時点で、計画を見直していきたいと思えます。

【山岸会長】

重委員の発言に関してですが、基本計画自体は県が作成するものなので、表現としては“お願いします”というものになるのかもしれませんが、消費者が主体として捉えられるような表現も大切だと思います。具体的にどのような表現にしたらいかが意見があったらお願いします。

【重委員】

消費者の立場から“こうします”という表現ではどうでしょうか。

計画策定、計画推進は県が行うことは理解していますが、私としては、お願いされなければ動けない消費者になりたくはないと考えています。この計画の策定段階では私たちはお願いされる立場ですが、何年後に計画を見直す時は、消費者の活動や学習によってお願いされない、協働する消費者となれるよう、消費者団体として力を注ぐ必要があると思っています。

【山岸会長】

先ほど、表現がへりくだりすぎではないかとの意見もありましたが、いかがでしょうか。

【鶴田委員】

先ほど私が申し上げたのはしあわせ信州創造プランには、お願いが多いということをお願いしたのですが、この基本計画では、“お願い”だけではなく表現を変えて工夫はしています。パブリックコメントに寄せられた意見は“お願い”という言葉に焦点があたっていますが、必ずしもそうではないと思っています。

P47のタイトルが「参加・協働のお願い」と記載してあるので、“お願い”が印象づいたのではないのでしょうか。ただ、文章で、「○県民の皆様の参加と協働」の3行

目で「ご参加と協働していただきますことが」となっていると“お願い”、“お願い”という感じになってしまうので、「協働すること」と表現すればどうでしょうか。

私の先ほどの発言については、ここでは必ずしも“お願い”だけでもないので、審議会の中でのそのあたりの認識を共有したかったため、発言しました。

【高木委員】

私も鶴田委員に賛成です。

最近、市民協働ということをいろんな自治体でやっていますが、協働ということとは行政からお願いされてやることではなく、行政と市民が一緒にやるということですから、表現としては「協働すること」があるいは「協働が」で充分だと思います。消費者側もそういう考えを持つようになればいいと思います。

【久保田委員】

P27の基本計画の施策のところ、「県民の皆様へ」と記載しているので、計画全体がその視点になっていると思います。協働ということなので、「県民の役割」とする方がよいのではないのでしょうか。それぞれが役割を果たすことで協働できるのではないかと思います。

“県民の役割”と言うことが困難だということなら、“それぞれの役割を果たしましょう”とし消費者施策を推進するための視点を変えることで、表現が変わってくると思います。

ただし、全体の流れからすると、この部分だけ県民の役割とすることは難しいと思います。

【逢沢室長】

当初、「県民の役割」という意見もありましたが、役割だと県民に対し是非ともお願いということになってしまいます。別の表現として、「県民の皆様へ」にしたところでは。

【鶴田委員】

しあわせ信州創造プランの“協働”の概念が、“県民が自らやります”といったところまで到達していないと考えています。それを踏まえて作成しているこの基本計画は、その点を配慮せざるを得ないと思います。

厳密に言うと、久保田委員の言われるとおりだと思いますが、現時点ではそこまでは表現できないのではないかとということと、実質的には同じ意味であることから、今回の計画での表現としてはやむを得ないのではないのでしょうか。

【山岸会長】

具体的にどう表現するかは難しいところですが、皆さんの意見で共通することは“県だけではできない”、“県民も自分から進んでやる必要がある”ということを書き込みの中になるべく表現したいということだと思います。

そのような趣旨から具体的な表現について、私と事務局とで詰めさせていただきます。

【塚田委員】

「県民の皆様へ」を県民の立場から表現すると、“通報します”とか“参加します”という表現になると思いますが、例えば、多重債務対策の強化のところでは、「県民の皆様へ 借金で困ったときは、県消費生活センターまたは市町村相談窓口へご相談ください」と書いてあると、こういう組織があるのだと認識します。

一方「県消費生活センターまたは、市町村相談センターに相談します」と表現すると、相談窓口がここしかないという印象を受けますので、現状の表現の方が、言葉に広がりが出てくると思います。

また、上から2つ目の「レジ袋削減や食べ残しを減らそう県民運動にご参加ください」を「参加します」とするとそれだけで終わってしまいます。「参加ください」にするとレジ袋削減や食べ残しを減らそう県民運動というものがあるのだということがわかり、やさしい表現にもなっています。県民が主体的に動かなければならないことはわかりますが、“します”、“します”とすると“それしかない”ということになってしまい、それ以上広がらないような感じも受けます。

【山岸会長】

それでは、ただいまのご意見も踏まえて、表現については事務局と検討させていただきます。

今の案件以外に何かありましたらお願いします。

【山岸会長】

それでは、私からお願いします。

P47の「参加や協働のお願い」のところに、1行目には「多様化する消費者課題」と書いてあり、「○県民の皆様への参加と協働」のところでは、「複雑化・多様化する消費者問題」と記載してあります。ここで表現を変えて記載する意味がありますか。

あるいは消費者課題、消費者問題というよりは、消費生活に関する課題や問題という言い方でもよいのかと思いましたがいかがでしょうか。

【逢沢室長】

ここでは特に意識して使い分けていませんので、ご指摘のとおり修正させていただきます。

だきたいと思います。

【山岸会長】

それでは、この件についても、事務局と私で打ち合わせして決定したいと思いません。

つづいて私からP30の「3R（リデュース、リユース・リサイクル）」と書いてありますが、リデュースについて調べたら、“廃棄物の削減”と書いてありました。3Rのこの表現というのは一般的な表現なのでしょうか。説明はいらないのでしょうか。

【鶴田委員】

小学校の家庭科でも出てきていますが、しっかり単語として覚えさせるのは中学校になります。高校ではリデュース等が加わって5つのRになります。ただ、一般的には知らないと思います。リデュース、リユースと言われてもすぐわからないので、説明があった方がいいと思います。

【山岸会長】

他に何かありますでしょうか。先ほど消費生活室長からご案内がありましたが、本日が基本計画の最後の審議となり、これで知事へ答申となりますので、何かありましたら意見をお願いします。

【足立委員】

直接、内容に触れるものではありませんが、P28から施策の展開について記載されています。その中でP28の【1-1-1】のように施策番号が記載されていますが、その番号の意味がわかりにくいのではないかと思います。施策の項目の番号順に並べていると思っていますが、最初の「1」の意味を持たせるため、章の次に、節をつくる等すると番号との関係が明確になるのではないかと思いますので、ご検討ください。

【山岸会長】

事務局と検討します。

【小金委員】

P45の重点目標の特殊詐欺被害件数の前年度対比での減少について、【重点施策】【3-1-4】見守りネットワークを通じた啓発とあり、とても重要なことだと思いますが、現状について教えてください。県の支援策はどのようななっていますか。

【逢沢室長】

見守りネットワークの施策については、P35の具体的な施策の中の下から2つ目に記載してあります。

特殊詐欺の被害金額が本県でも10億円を超えたということで、昨年度から見守りネットワーク構築の取組も進めているところです。これは、既存で福祉関係で見守りネットワークの行っているところもあるのでそうした仕組みを活用したり、新たに高齢者の皆様の自宅を回るような保健師さんとか民生・児童委員の皆さんでネットワークを作っただいて、お年寄りを見守る活動の中で特殊詐欺のような消費者被害も防いでいこうという取組です。

現在、モデル事業ということで、茅野市で取り組んでいただいております。来年度についても継続的に実施していく予定で、さらに取り組んでいただける市町村を増やしていこうと考えております。県では啓発のグッズの提供とかあるいは見守りを実際にやっていただく方の研修会を通じて意識を高めていただいて、地域の消費者被害の防止に努めていただきたいと思いますと考えております。

【倉田委員】

P47、48の「参加の協働のお願い」の表現についてですが、県民の皆様へで【高齢者の被害を地域の皆さんで防ぎましょう】とありますが、「地域のみんな」でもいいし「お声掛け」は「声掛け」、「ご登録」は「登録」でいいのではないのでしょうか。

丁寧すぎる感じがします。

【山岸会長】

表現については、事務局と相談して決定させていただきます。

【南沢委員】

質問を兼ねてですが、重点目標でセミナーを年間200回ということですが、10人しか集まらなかったセミナーも600人集まったセミナーも1回とカウントすると、多くの人に受けてもらいたいということでも200回の目標としていると思いますので、人数面の目安も必要でないのでしょうか。回数だけで目標が達成されると受け取られてしまうのではないのでしょうか。

147回のセミナー等でどれだけの方が受講されているのか教えてください。

【逢沢室長】

計画の中には参加者数を示していませんが、概ね平均で年1万人程度の受講いただいています。

参加人数は年度によってもばらつきがありますが、参加機会を増やし参加人数も増やすということで、開催回数を目標にさせていただいています。

【山岸委員】

P35の高齢者に対する消費者被害情報の発信についての質問と要望です。

3行目に各種媒体を活用した情報発信と記載されていますが、これは、インターネットやメールマガジンだけではなく、テレビやラジオ、新聞等を含んだものという理解でよろしいでしょうか。

【逢沢室長】

結構です。本年度もテレビ・ラジオにも取り組んでおります。また、今後も雑誌新聞等様々な媒体を活用していきたいと思えます。

【山岸委員】

高齢者にとってインターネットなどは情報を受け取りにくい媒体なので、高齢者にも配慮をお願いします。

【鶴田委員】

パブコメの7番は、P47に省エネサポートやフードマイレージについて記載して欲しいという意見ですが、その部分にすでに記載してあります。なぜ誤解したかと考えてみると、見出しが【消費者を取り巻く様々な課題に取り組みましょう】と書いてあり、他の項目に比べてタイトルが抽象的だからではないでしょうか。

【持続可能な消費生活の課題に取り組みましょう】などにすると、これも参加できる項目と県民が受け取れるので、タイトルについて見直したらどうでしょうか。

【重委員】

特殊詐欺の存在を知っているのにトラブルに巻き込まれてしまうことを防ぐという点も重要な視点だと思います。例えば、受けた電話は1回切ってから、再度話を聞く等の具体的な啓発活動も行って欲しいと思います。

【山岸会長】

答申案に反映させるかどうかは別問題として、重要なことだと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、ただいま各委員からのご意見については、答申に反映してください。

なお、先ほどもお話をさせていただきましたが、具体的な表現について皆様に再度お諮りすることができませんので、会長の私に一任していただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、本日の各委員の意見を踏まえ、答申をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、会議事項(2)「消費生活基本計画(仮称)の名称について」、事務局から説明をお願いします。

【逢沢室長】

これまでご審議いただいていた基本計画は、“仮称”ということで進めさせていただきました。答申するにあたり、審議会での名称を正式に決定させていただきたいということでお諮りします。

これまでは条例の名称が「消費生活条例」ということ、また、消費者のみならず、消費者団体、事業者団体、福祉団体、学校等様々な団体等の参加・協働いただいたということで、「消費生活基本計画」という名称を使用してきました。

参考までの他県の状況は、消費生活が5県、消費者が17県となっておりますが、長野県としては、「消費生活基本計画」が適当と考えております。

【山岸会長】

名称についてご意見がありましたらお願いします。

私も「長野県消費生活基本計画」が適当ではないかと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

【山岸会長】

ありがとうございました。

異議なしということですので、基本計画の名称を「長野県消費生活基本計画」として答申させていただきます。

それでは、本日最後の議題となりますが、「消費生活基本計画の答申文案について」、事務局から説明をお願いします。

【逢沢室長】

(答申文案を読み上げ) [資料3] 答申文案

【山岸会長】

ただいま、事務局から答申の文案について、説明がありました。

このことについて、修正・追加等のご意見がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、本日の意見を反映したものをもちまして、当審議会の答申とさせていただきます。答申は日をあらためて、会長の私が代表して知事に答申したいと思っております。

以上で本日予定していた会議事項、消費生活基本計画に係る審議は、すべて終了しましたが、この際、委員の皆様から何かご発言がございましたらお願いします。

【織田委員】

要望ですが、基本計画ができましたら、一般向けのパンフレットもできると思いますが、わかりやすい表現で、わかりやすく作っていただきたいと思っております。

【山岸会長】

それでは、ご発言もないようですので、議事を終了させていただきます。

本日は、委員の皆さんから多くの貴重なご意見、ご提案をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、マイクを事務局にお返しいたします。

【逢沢室長】

本日は、長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。

これまで、3回にわたりご審議いただきましたご意見の趣旨を踏まえ、消費生活基本計画の策定に活かしてまいりたいと考えております。委員の皆様には、引き続き、県の消費者行政につきまして、一層のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

【樋口補佐】

本日の審議会の議事録につきましては、事務局で作成のうえ、後日、皆様にご確認いただくこととなります。お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日の審議会は、これで終了とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。お気をつけてお帰り願います。